

鳴沢村体育施設感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月2日策定

令和5年3月13日改訂

令和5年3月13日適用

鳴沢村教育委員会

趣旨

本ガイドラインは、村内体育施設において、使用時の対策や使用制限を規定し、施設及び村内での新型インフルエンザ等の感染症の拡大を阻止するためのものである。

なお、山梨県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた、施設の使用停止及び催物の開催停止の、協力要請の個別解除に必要である、「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」に照らし作成する。

基本方針

施設の閉鎖や使用制限の実施については、対策本部会議で判断される。但し、緊急の場合は本部長、教育長、教育課長で協議し判断される。

使用時の対策内容及び実施内容については教育長、教育課長で協議し判断される。

状況の進展に応じて、必要性の低下した対策や制限等についてはその縮小・中止を図る。

対象施設

鳴沢村スポーツ広場（鳴沢村 8531- 45）	運動面積 22,377 m ²	定員 2,700 名
ジラゴンノ運動場（鳴沢村 8532-045）	運動面積 14,280 m ²	定員 1,700 名
鳴沢村民体育館（鳴沢村 8531-095）	運動面積 00,952 m ²	定員 100 名
鳴沢村武道館（鳴沢村 8531-100）	運動面積 00,447 m ²	定員 50 名
トレーニングルーム（鳴沢村 8531-100）	運動面積 00,158 m ²	定員 19 名
屋内テニスコート場（鳴沢村 8531-100）	運動面積 01,288 m ²	定員 160 名

使用制限

- ① 令和5年3月31日まで使用者を県民又は村内宿泊施設利用者とする。
- ② 令和5年3月31日まで使用者数を定員までとする。

対策

1. 3密の回避

(ア)密閉の回避

30分に1回、5分間、2方向の窓を全開する。

(イ)密集の回避

使用者を同時に屋内施設は2団体、屋外施設は最大4団体までとする。

あらかじめ使用する時間を申請する。

あらかじめ使用する人数を申請する。

(ウ)密接の回避

近距離での会話や発声を避ける。

近距離での人との接触を伴う活動は行わないこと。

2. その他の対策

(ア)手洗い・手指消毒

入退場時に手洗い・手指消毒を実施すること。

・施設入り口にアルコール消毒液を設置。

・トイレや手洗い場に手洗い洗剤を設置。

・使用者に手指消毒液の持参を依頼する。

(イ)体調確認

使用前に体温測定し、発熱（平熱＋1度以上）があれば使用を禁止する。

軽度であっても風邪の症状（咳や喉の痛み等）、嘔吐・下痢等の症状があれば使用を禁止する。

(ウ)トイレの衛生管理

定期的に接触場所を消毒する。

トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示をする。

共用タオルを設置しない。

(エ)休憩スペースのリスク軽減

休憩室の使用を禁止する。

更衣室の使用を禁止する。

(オ)清掃・消毒

他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を、定期的に消毒を行う。

<高頻度に接触する部位>

ドアノブ、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、蛇口、トレーニング器機

ゴミは出した者が持ち帰って処分をする。

(カ)使用者の確認

令和5年3月31日まで人数や体温の確認のため、使用者は様式1に使用する者全ての必要事項を記入し、提出する。

(キ)対策の徹底

令和5年3月31日まで使用者に様式2のチェックリストを提出してもらい、対策の周知を図る。